

2008（平成20）年7月17日

株式会社
代表取締役 殿

質 問 書

適格消費者団体

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関する連絡先〕

佐伯司法書士事務所 佐伯文弘

TEL：078-362-5620・FAX：078-362-5621

第1．質問の趣旨

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」と言います）は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人で、2008年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました。

平成18年12月13日に貸金業の規制等に関する法律、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法の改正が成立し、段階的に施行されている中、上限金利引き下げの完全施行を間近に控え、

貴社を含め消費者金融業界におかれましては、すでに貸付金利の引き下げ等、さまざまな取り組みをされていることと存じます。この度、当NPO法人は、上限金利引き下げに伴う消費者向けローンの新規貸付利率の実態調査をすべく、消費者向けローンを全国で大規模に展開されている貴社に対し、本質問書をご送付させていただきました。

つきましては、下記質問事項に対して、本書面到着後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い申し上げます（本書面並びにこれに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等については、ホームページ等において公表させていただきますので、予めご了承下さい）。

第2. 質問事項

<調査対象について>

質問事項は下記の質問1～質問2となりますが、調査対象につきましては、貴社の消費者向け貸付契約のうち、次の条件すべてを満たすものについてご回答ください。

- 条件
- ①新規契約
 - ②極度方式貸付（キャッシングローン・カードローン）
 - ③極度額50万円以下のもの
 - ④無担保・無保証
 - ⑤無目的ローン

質問1. 貸付上限金利年18%以下への引き下げ実施について

- (1) 実施の有無
- (2) 実施日または実施予定日

質問2. 新規契約貸付利率

2008年4月1日から同年6月30日までの期間（2008年度第1四半期）における次の貸付利率帯（年率）毎の新規契約件数及び割合。

- ①25.55%超～29.20%以下

- ② 21・90%超 ~ 25・55%以下
- ③ 20%超 ~ 21・90%以下
- ④ 18%超 ~ 20%以下
- ⑤ 16%超 ~ 18%以下
- ⑥ 14%超 ~ 16%以下
- ⑦ 12%超 ~ 14%以下
- ⑧ 10%超 ~ 12%以下
- ⑨ 8%超 ~ 10%以下
- ⑩ 6%超 ~ 8%以下
- ⑪ 6%以下

第3．最後に

貴社には，ご多忙のなか，誠にお手数をおかけしますが，ご回答のほど
よろしくお願い申し上げます。